

(手数料の種類及び金額)

**第2条** 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。

(53) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（次号から第58号まで及び別表第11から別表第15までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（次号から第56号まで及び第58号並びに別表第11から別表第14までにおいて「適合性判定」という。）手数料	別表第11のとおり
(54) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項の規定による計画の変更の適合性判定手数料	別表第12のとおり
(55) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項の規定による計画の適合性判定手数料	別表第13のとおり
(56) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第3項の規定による計画の変更の適合性判定手数料	別表第14のとおり
(57) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による計画の変更が同令第3条の軽微な変更（別表第15において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（別表第15において「書面の交付」という。）手数料	別表第15のとおり
(58) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による計画の適合性判定（法第25条第1項若しくは第35条第8項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）を受けた場合における建築基準法第7条第1項に基づく完了検査又は同法第18条第16項の通知に対する完了検査手数料	別表第16のとおり

別表第11（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（民間建築物）

区分	単位	手数料の額
<p>1 計画の適合性判定を受けようとする建築物について省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（別表第12から別表第15まで及び別表第19において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合</p>		
<p>(1) 当該建築物が非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分（以下この表から別表第15までにおいて「工場等部分」という。）を除く。以下この表から別表第16までにおいて同じ。）を有する場合（第3号の場合を除く。）</p>		
<p>ア 非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表から別表第19までにおいて同じ。）の合計が300m<sup>2</sup>未満のもの</p>	1 件	224,000円
<p>イ 非住宅部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上500m<sup>2</sup>以内のもの</p>	1 件	276,000円
<p>(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）</p>		
<p>ア 工場等部分の床面積の合計</p>	1 件	23,000円

<p>が300m<sup>2</sup>未満のもの</p> <p>イ 工場等部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上500m<sup>2</sup>以内のもの</p> <p>(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</p>	<p>1 件</p> <p>1 件</p>	<p>30,000円</p> <p>前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）</p>
<p>2 計画の適合性判定を受けようとする建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準（以下この表から別表第15まで及び別表第19において「モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> <p>(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第3号の場合を除く。）</p> <p>ア 非住宅部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満のもの</p> <p>イ 非住宅部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上500m<sup>2</sup>以内のもの</p> <p>(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）</p> <p>ア 工場等部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満のもの</p> <p>イ 工場等部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上500m<sup>2</sup>以内のもの</p> <p>(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</p>	<p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p>	<p>86,000円</p> <p>108,000円</p> <p>19,000円</p> <p>26,000円</p> <p>前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）</p>

別表第12（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料（民間建築物）

区分	単位	手数料の額
<p>1 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第3号の場合を除く。）</p> <p>ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表及び別表第14において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300m<sup>2</sup>未満のもの</p> <p>イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上500m<sup>2</sup>以内のもの</p> <p>(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）</p> <p>ア 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満のもの</p> <p>イ 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上500m<sup>2</sup>以内のもの</p> <p>(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</p>	<p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p>	<p>224,000円</p> <p>276,000円</p> <p>23,000円</p> <p>30,000円</p> <p>前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）</p>
<p>2 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</p>		

(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第3号の場合を除く。）		
ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	86,000円
イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	108,000円
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）		
ア 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	19,000円
イ 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	26,000円
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1 件	前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

別表第13（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（公共建築物）

区分	単位	手数料の額
1 計画の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合 (1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第3号の場合を除く。） ア 非住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの イ 非住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの (2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。） ア 工場等部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの イ 工場等部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの (3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1 件 1 件 1 件 1 件 1 件 1 件	224,000円 276,000円 23,000円 30,000円 前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
2 計画の適合性判定を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合 (1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第3号の場合を除く。） ア 非住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの イ 非住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの (2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。） ア 工場等部分の床面積の合計	1 件 1 件 1 件 1 件	86,000円 108,000円 19,000円

が300m <sup>2</sup> 未満のもの		
イ 工場等部分の床面積の合計	1 件	26,000円
が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの		
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1 件	前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）



300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの		
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）		
ア 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	19,000円
イ 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	26,000円
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1 件	前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

別表第15（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定における軽微変更書面交付手数料

区分	単位	手数料の額
<p>1 書面の交付を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第3号の場合を除く。）</p> <p>ア 非住宅部分の計画の軽微な変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300m<sup>2</sup>未満のもの</p> <p>イ 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上500m<sup>2</sup>以内のもの</p> <p>(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）</p> <p>ア 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満のもの</p> <p>イ 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上500m<sup>2</sup>以内のもの</p> <p>(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</p>	<p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p>	<p>224,000円</p> <p>276,000円</p> <p>23,000円</p> <p>30,000円</p> <p>前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）</p>
<p>2 書面の交付を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第3号の場合を除く。）</p>		

ア 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	86,000円
イ 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	108,000円
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）		
ア 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	19,000円
イ 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	26,000円
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1 件	前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

**別表第16（第2条関係）**

建築物エネルギー消費性能適合性判定における完了検査手数料

区分	単位	手数料の額
1 非住宅部分の床面積の合計が 300m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	10,000円
2 非住宅部分の床面積の合計が 300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	16,000円